平成２２年（フ）第６１３号
福岡市博多区麦野１丁目６番14号
破産者　甲斐田久美子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１５号
福岡市城南区友丘６丁目20番33号
破産者　島田　善之
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２８号
福岡市中央区荒戸１丁目１番８―401号
破産者　木戸　良一
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７８号
福岡市東区原田１丁目42番５―523号
破産者　山脇由理慧（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

更生計画認可

平成２１年（ミ）第２８号
東京都千代田区神田西福田町３番５
更生会社　株式会社Ｓｅａ　Ｃａｐｉｔａｌ
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
第２節　更生手続開始決定後の経緯（省略）
第３節　更生会社の経営の状況（省略）
第２章　更生計画案の概要
第１節　本件の特徴（省略）
第２節　本件の基本方針（省略）
第３節　更生計画案の骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済及び納付方法
第１節　定義規定
本更生計画における用語の用法は原則として以下のとおりである。
1　更生担保権弁済日
更生担保権（後記５の売却更生担保物件を目的とする担保権に係る更生担保権を除く。）の弁済日であり、更生計画認可決定確定の日から同確定後３か月を経過する日までの間において管財人が指定する日をいう。
2　第１回更生債権弁済日
２回に分けて行われる更生債権の弁済のうち第１回目の弁済日であり、更生計画認可決定確定の日から同確定後３か月を経過する日までの間において管財人が指定する日をいう。
3　第２回更生債権弁済日
２回に分けて行われる更生債権の弁済のうち第２回目の弁済日であり、更生会社が解散後全ての資産（売却更生担保物件を含む。）の換価回収を終えたとき以降の日で管財人が指定する日をいう。
4　更生担保物件
更生担保権に係る担保権の目的をいう。
5　売却更生担保物件
更生担保物件のうち、当該担保権の目的物を売却等処分してその処分代金（以下「売却等処分代金」という。）により更生担保権の弁済を行うものをいい、具体的には、別表14「担保権の目的の一覧表（不動産）」記載の不動産をいう。
6　担保売却等費用
売却更生担保物件の売却等処分（代物弁済による処分を含む。以下同じ。）にあたり売主に生ずる合理的な費用や負担をいい、具体的には、以下に列挙するものをいう。
記
⑴　売主負担の仲介手数料
⑵　売主負担の測量代及び分筆費用
⑶　売主負担の印紙代（契約書、領収書等）
⑷　売主負担の手付金保全手数料
⑸　売主負担の登記手続費用（住所変更・名義変更費用を含むがこれに限られない。司法書士費用を含む。）
⑹　売主負担の担保抹消費用及び物件引渡費用（建物・設備・機械器具・什器備品等の解体撤去及び廃棄費用を含む。）
⑺　売主負担の土壌汚染、地下水汚染等環境汚染に係る汚染調査費用及び汚染浄化費用
⑻　更生計画認可日以降決済日前日までの固定資産税、都市計画税、特別土地保有税等の公租公課（固定資産税、都市計画税、特別土地保有税等、一定の期間に対応して生じる公租公課又は費用については、いずれも日割計算を行う。固定資産税・都市計画税の起算日は１月１日とする。）
ただし、本費用の控除は、賃料収入の存する不動産については以下のとおりとする。
①　更生計画認可日以降決済日前日までの賃料収入（更生計画認可日以降決済日前日までに現実に入金がされた賃料に限る。ただし売却決済時に敷金充当の方法により回収されたものを含む。下記②でも同様。）の額が本費用と後記⑽の費用の合計額を超える場合には、売却等処分代金からの控除をしない。
②　更生計画認可日以降決済日前日までの賃料収入額が本費用と後記⑽の費用の合計額を下回る場合には、当該下回る金額相当額の範囲内で、本費用を売却等処分代金から控除する。
⑼　売却等処分に関連して売主に課税される消費税その他の公租公課
⑽　更生計画認可日以降決済日前日までの共益費、管理費、火災保険料等の更生担保物件の維持管理費用（火災保険料等、一定の期間に対応して生じる費用については、いずれも日割計算を行う。）
ただし、本費用の控除は、賃料収入の存する不動産については以下のとおりとする。
①　更生計画認可日以降決済日前日までの賃料収入（更生計画認可日以降決済日前日までに現実に入金がされた賃料に限る。ただし売却決済時に敷金充当の方法により回収されたものを含む。下記②でも同様。）の額が本費用と前記⑻の費用の合計額を超える場合には、売却等処分代金からの控除をしない。
②　更生計画認可日以降決済日前日までの賃料収入額が本費用と前記⑻の費用の合計額を下回る場合には、当該下回る金額から前記⑻②で費用を控除した残額相当額を売却等処分代金から控除する。
⑾　販売に係る広告宣伝費（担保権者と事前に同意した場合に限る。）
⑿　開発等の価値増大行為に要した費用（担保権者と事前に同意した場合に限る。）
⒀　その他売却にあたり生じる合理的な費用
⒁　管財費用（ただし、代物弁済及び後記第２節第１款第２、６の特則による処分の場合には控除しない。）
①　更生計画認可日以前に裁判所の許可を受けて行う売却の場合、売却代金（消費税抜き）の2.5％相当額
②　更生計画認可日後６か月以内の売却の場合、売却代金（消費税抜き）の2.5％相当額
③　更生計画認可日後６か月超の売却の場合、売却代金（消費税抜き）の５％相当額
7　売却手取額
売却更生担保物件の売却等処分代金から、当該売却更生担保物件に係る担保売却等費用を控除した残額をいう。
第２節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１款　不動産を目的とする担保権に係る更生担保権
第１　確定更生担保権
確定更生担保権　12件
55億円　別表８
債権者数　６名